

13 環境省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1139	11391010	学校法人が国定公園内に所有する土地に高齢者対象とする平屋建てまたは2階建て住宅建築の容認	国定公園内に位置する学校法人所有の土地約23.5ha(グラウンド2面約10ha、森林地帯約13.5ha)を利用した事業に、四條畷市、医療法人、養護・介護法人、食堂・生活会社、住宅・建設会社、医療福祉器材会社、種苗・植樹会社等が参画し、多様化する高齢者対象にセーフティ・ネットで保護された高齢者田園モデル都市(エバーグリーン・ヴィレッジ)づくりを目指す。このモデル都市は、都市地区、スポーツ・リクリエーション地区、住居地区、菜園地区および森林地区の5つの分野からなり、都市地区は、ケアセンター、コミュニティセンターおよび駐車場を設置する。スポーツ・リクリエーション地区は、クラブハウス、パークゴルフ場およびテニスコートを設置する。住居地区は、全域防護フェンスで守られたバリアフリー設計の住宅、電気自動車による道路通行、個人無線タグによる連絡安全通信ネット等々を設ける。菜園地区は、各個菜園と果樹園、農機具等の保管小屋を完備する。森林地区は、森林公園と散策道に整備する。また、学校法人が四條畷市清滝地区に設置の医療福祉工学部(医療福祉工学科、理学療法学科)の学生が、高齢者のリハビリや健康維持等生活支援の手助けを教員指導の下「実習」教育としてボランティアで関るとともにアルバイトとしても働く。学校法人が土地を安価で提供するため、施設全体が低コストで完備でき、希望者も容易に購入可能となる。特に、日常生活にはさほど支障はないが、軽度の障害等を持つ高齢者にとっては、老後が健康で快適で安心できる高齢社会の新たなモデル都市となる。	当事業を具体化するためには、住宅、ケアセンターおよびコミュニティセンターの建築が必要であるが、自然公園法施行規則第11条第5項第2号に規定する建ぺい率および容積率ではこれらの建築が不可能なため、特例により建ぺい率40%以下、容積率120%以下に緩和願いたい。	大阪府	(学)大阪電気通信大学	セーフティ・ネットで保護された高齢者田園モデル都市(エバーグリーン・ヴィレッジ)構想	学校法人が所有する関西学研都市域内の上田原地区(国定公園内)の校地約23.5haに、セーフティ・ネットで保護された多様な高齢者向け田園モデル都市づくりに、四條畷市、医療法人、養護・介護法人、民間企業等が参画する。地域内は5区分(都市地区、スポーツ・リクリエーション地区、住居地区、菜園地区、森林地区)され、各地区にはケアセンター、テニスコート、安全通信ネット、電気自動車通行、菜園、散策道などが整備され、高齢者のリハビリや健康維持等生活支援には学校法人設置の医療福祉工学部(医療福祉工学科、理学療法学科)の学生が教員指導の下ボランティア実習のほかアルバイトとしても働くモデル都市。
1129	11291010	農林事業に伴う捕獲対象鳥獣の緩和	意欲的な農林事業者の捕獲活動により、生産性の向上、鳥獣の個体数調整の促進を図る。 また、農林事業者の自主的な捕獲活動になることによる、猟友会等への委託事業費の削減による財政負担の軽減。	本地域は、約90%が山林地帯で覆われ、高齢化率約36%の過疎山村地域で、狩猟免許保持者の減少、高齢化もあり、年々鳥獣被害が拡大している。被害の拡大に伴う、農林事業者の耕作意欲の低下(特に高齢者)が耕地の荒廃化に大きく関連している。また、毎年防護対策、駆除対策事業などを行っているが、鳥獣被害の割合は増加傾向にあることから、個体数調整を急ぐ必要がある。	兵庫県	兵庫県養父市	有機の里特区	本地域は、地域の約90%を山林に覆われ、高齢化率約36%、農家一戸当たりの耕作面積30aと典型的な過疎山村地域であります。 それに加え、近年は、有害鳥獣(特にシカ、イノシシ)被害の増加が、耕作者の営農意欲を低下させている。これにより、農地の荒廃化が加速的に進行している。 有害鳥獣防護対策、駆除対策を行っているものの鳥獣の数は増加しているように感じられる。 この問題を解決すべく、農林事業者の自己敷地内での鳥獣捕獲を可能にし、個体数の調整を行っていく。
1218	12181010	農業者による自衛のためのヌートリア捕獲	農業者が自分の所有する農地、若しくはヌートリアが河川側から農地へ侵入すると思われる獣道において、自らの事業に対する被害を防止する目的で、小型の箱わなを設置し、ヌートリアを捕獲する。	ヌートリアは南米に分布する外来生物であり、当県においては平成2年に初めて狩猟で捕獲され、平成5年頃から野菜類などへの被害が確認されており、現在では、ヌートリアによる農作物被害が県内で年間2~3百万円に達している。 また、生息範囲も県の東部から西部にかけて拡大し、ほぼ全県に生息するに至り、今後、活動域としている河川周辺の生態系や農作物への被害が益々大きな問題となることが予想される。 平成17年6月1日に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律が施行され、その中でヌートリアは特定外来生物に指定されており、生態系及び農作物に対し被害を及ぼすことから防除の対象となっており、本提案は外来生物法の趣旨に対し、合致するものであると考える。 以上のことから、農業者が自らの事業に対する被害を防止するためにヌートリアを捕獲することについては、狩猟免許や捕獲許可を不要とし、農業被害を軽減させ農業振興を図るとともに、この活動を通じ、ヌートリアの生息頭数の減少と生息範囲の拡大を阻止することを目的とする。	島根県	島根県	農業者による自衛のためのヌートリア捕獲構想	農業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で取扱いが容易な小型の箱わなに限定した猟法でヌートリアを捕獲する際には、特例として狩猟免許の取得、狩猟者登録を受けなくても実施できることとし、さらには、鳥獣保護法第9条の規定に基づく捕獲許可も要しないこととする。

13 環境省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1223	12231040	有害鳥獣駆除の許可条件の緩和措置	中山間地域の過疎化と共に鳥獣による農産物食害が増大しており、特に野猿の駆除については通年の駆除許可が可能となるよう基準を緩和し、中山間地域農家の農作物の被害防止を図り、自立支援を図る。	野生動物による農産物食害被害は素早い行動が必要です。地元ハンターが何時でも対応できる環境作りが必要です。猟銃・わななど野生動物の捕獲、手入れの行き届いていない中山間地域周辺里山(不在地主など)の間伐・下刈り・家畜の放牧などの対応が考えられます。様々な手段の組合わせでその地域特有の経済的自立を図る政策が必要です。	愛媛県	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と「東温ブランド」構築東温農業産業再生プロジェクト	都市計画法の用途制限の緩和、既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置、裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和、新規農業後継者受入支援措置、有害鳥獣駆除の許可条件の緩和措置
1009	10091010	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	対象産業廃棄物とする建設事業等で発生する産業廃棄物となる伐採木規制緩和によって適法の下、自然木である性状を生かしその形状によって用途の判別を行い、炭焼きによる燃料に供しない粉碎炭販売、ホダ木キノコ栽培によるキノコ販売、ホダ木加工販売、植物性堆肥販売等を行うことで収益を得る構想である。 この構想は産業廃棄物の有効利用で収益を得るに留まらず、構想全体をCO2排出削減目的とし、炭焼きによる燃料用としない土壌改良材等に供する粉碎炭加工を施しその加工量でCO2排出削減量を定量化する。	提案で対象とする自然木が産業廃棄物として取り扱われることは様々な発生状況の中で一律の規制としなければ不適切な取り扱いに対する担保を持ち得ない事情は理解できるが、一方で自然木である性状が故に産業廃棄物として規制が適正に運用されることの困難さも理解するところである。 そのような現状において対象の自然木を産業廃棄物とされない規制緩和を求め、適法の下でこそ実現される社会的要請であるCO2排出削減を山間部に残る木材利用の文化を利用して実現するために、その規制運用に地域差を持たせる必要性の理解を求める。	福島県	個人	CO2排出削減構想	土木工事等によって発生する産業廃棄物となる伐採木を自然木の性状であることの条件の下、産業廃棄物から除外する規制緩和を求めることによりCO2排出削減の定量化を実現する。 定量化については様々な見解が予想されることから認定は求めない。 伐採木や流木の炭焼きを行い粉碎加工し土壌改良材や融雪材用に安価で販売し、粉碎加工量を排出削減の定量とする。 粉碎炭の販売では事業収益を望めないことからキノコ栽培、ホダ木加工販売、堆肥販売等によって収支バランスをとり、公的支援を求めない構想とする。 展開として木工品関連の出願中特許2件を利用して製品販売を行う。
1206	12061010	一般廃棄物の対象から除外する特例措置	「生活福祉ネットワーク」は、循環型・福祉のまちづくりをめざして、適切に分別・乾燥処理した生ゴミを、岡山県倉敷市と三重県熊野市の農家に「土の素」として提供し、農家から野菜等を受け取るにより、港区と農山村を結ぶ「食の輪」活動を行ってきた。この食品リサイクルのネットワークを全国の農山村に広げたい。「土の素」の製造、配送、提供、野菜の販売等には、港区内の障害者・高齢者グループの力を借り、事業化後は障害者・高齢者に職場を提供したい。	生ゴミは適切に分別、乾燥処理されても廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制により一般廃棄物となるため、廃棄物処理業者でなければ広域移動ができない。廃棄物処理業者の免許を持つことができない「生活福祉ネットワーク」の食品リサイクル活動は違法となり、全国の農山村への展開を阻まれている(東京都も港区も「生活福祉ネットワーク」の活動を容認しているにも関わらず、現行法上、全国展開はできないという)	東京都	特定非営利活動法人生活福祉ネットワーク	港区と農山村を結ぶ「食の輪」バイオマス・ロード特区構想	特定非営利活動法人「生活福祉ネットワーク」が、生ゴミを適切に分別し乾燥処理した「土の素」を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が定義する一般廃棄物の対象からは必ず規制の特例措置を設け、港区と全国の農山村へのバイオマス・ロードができるように措置されたい。

13 環境省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1217	12171010	一般廃棄物及び産業廃棄物からの除外	木質系バイオマス発電事業に使用する場合に限り、市内の木質系バイオマスを一般廃棄物及び産業廃棄物の取扱いから除外することにより、廃棄物処理施設に該当しないため、地域住民の理解が得られやすくなり、民間企業においても参入しやすくなる。 企業の参加により多くの森林バイオマスを利用することにより、森林産業の活性化が図られ、森林の再生・保全等公益的機能の向上が図れるとともに、市内の資源の有効活用を通じたエネルギー産業等の新規産業の創出並びに林業関連産業における雇用の確保が進む。また、バイオマスガス化発電をすることにより、電気・熱の供給をすることにより、新エネルギー事業へ関心が高まる。	地球温暖化問題への取り組みとして本年2月16日に京都議定書が発効したところである。 当秩父市は、市域の87%が森林であるが、燃料革命、木材価格の低迷、産業構造の変化等により森林は荒廃の危機にある。 このような中、地域内に豊富に賦存する間伐材や森林残材等、未利用・未活用の木質系バイオマスをエネルギー原料として活用することで、森林の保全、再生、二酸化炭素の吸収等公益的機能の向上を図るとともに、資源の有効活用を通じたエネルギー産業等の新規産業の創出並びに林業関連産業における雇用の確保を目指すものである。 そこで、エネルギー利用による資源の有効活用に障壁となっている一般廃棄物扱いである間伐材、森林残材、庭木、ダム流木、また、産業廃棄物扱いとなっている製材所で発生する端材、パーク(樹皮)、並びに土木工事伐採木、木くず(建設業にかかるもの)について、木質系バイオマス発電事業に使用する場合に限り、市内の木質系バイオマスをこれらの取扱いから除外することにより、事業に供する施設が廃棄物処理施設に該当しなくなるため、地域住民の理解が得られやすくなり、民間企業においても参入しやすくなる。	埼玉県	埼玉県秩父市	木質系バイオマス特区	エネルギー利用による資源の有効活用に障壁となっている一般廃棄物扱いである間伐材、森林残材、庭木、ダム流木、また、産業廃棄物扱いとなっている製材所で発生する端材、パーク(樹皮)、並びに土木工事伐採木、木くず(建設業にかかるもの)について、木質系バイオマス発電事業に使用する場合に限り、市内の木質系バイオマスをこれらの取扱いから除外することにより、事業に供する施設が廃棄物処理施設に該当しなくなるため、地域住民の理解が得られやすくなり、民間企業においても参入しやすくなる。
1175	11752020	サーマルリサイクルに向けての木質バイオマスの具体的な有効利用について	福島県の場合は面積も広いことから規制範囲を広めることで、より多くの木くず単焼却せずを有効利用したい。	今まではバイオマス発電施設が全国的にもなかったため単焼却もやむを得ないが、大信村にできる発電所は自給自足の発電ではないため「木材」であれば全てサーマルリサイクルが可能である。サーマルリサイクルを優先することでより具体的にCo2削減が図れる。	福島県	日本樹木リサイクル協会、(株)ミツヤマグリーンプロジェクト	サーマルリサイクルのための木質バイオマス流通構想	福島県内に大規模な自給自足型ではない、100%売電の木質系発電所施設が稼働する。バイオマス=新エネルギーとして法的に認知されたものの、既存の施策のままではせっかくの有効な資源が活用されない。 「一般廃棄物であれ産業廃棄物であれ、木くず=新エネルギー=燃料」としての新たな認識のもと、次世代のエネルギーとしての貴重な資源を無駄なく有効利用するために環境価値の高い処分方法を選択するよう義務づけ(但し100km以内にサーマルリサイクル施設がある場合)ることを提案するものである。
1187	11871010	給食残渣を養豚業者が処理する際の規制緩和	各学校から出される給食残渣を養豚業者が処理をすれば、その給食残渣を豚の飼料として利用できる。ただ、給食残渣は、現行法上、事業系一般廃棄物と位置付けられており、許可条件として「当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること」などが付議されており、許可されたとしても、非常に煩雑な手続きを取らなければならない。そのため、当該許可がなくても給食残渣を養豚業者が処理できるようにする。 給食残渣を「ごみ」として出すのではなく、飼料として利用することは、ごみ減量につながり、リサイクルの観点からも非常に有効である。	・給食残渣を「ごみ」として出すのではなく、飼料として利用することは、ごみ減量につながり、リサイクルの観点からも非常に有効である。また、廃棄物の中間処理施設の有効活用にも寄与できるものである。 ・平成17年3月に農林水産省が取りまとめた「飼料自給率向上に向けた行動計画」の中でも飼料増産と残飯など「食品残渣」の再利用」を2本柱としているので、その計画とも合致するものである。	東京都	東京都福生市	給食残渣を養豚業者が処理することによる、リサイクルの推進プロジェクト	各学校の給食残渣を養豚業者が処理する場合、その給食残渣は、現行法上、事業系一般廃棄物と位置付けられているため、業者は収集運搬と処分業の許可が必要である。ただ、許可されたとしても相当煩雑な手続きを取らなければならないので、規制緩和により、当該許可がなくても給食残渣を養豚業者が処理できるようにする。 給食残渣を「ごみ」として出すのではなく、飼料として利用することは、リサイクルの観点からも非常に有効であり、また、17年3月に農林水産省が、飼料増産と残飯など「食品残渣」の再利用を2本柱とする「家畜用飼料の自給率アップに向けた行動計画」をとりまとめているが、今回の提案はその計画の趣旨とも合致している。

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1223	12231010	都市計画法の用途制限の緩和、農業用施設は農地の用途で建設可能とするか又は緩和措置を講ずる。	農業が目指す方向は環境保全循環型農業です。地域から排出される生ゴミ(動植物性残渣の一般・産業廃棄物)は廃棄物として処理されてきましたが、資源として捉える必要があります。政府はバイオマス日本という政策目標を掲げておりますが建築基準法・廃棄物処理法など、未だに古い考え方の法律で規制されております。新たな政策を実施するには新たな法律が古い法律の規制を受けない仕組みが必要です。農業者自らが責任を持って地域で必要とする有機物系肥料生産の為に生ゴミ(動植物性残渣の一般・産業廃棄物)の再資源化施設の建設運営を行い、新たな社会的責任を担いながら消費者に信頼される環境保全循環型農業システムを実現しなければなりません。	農林業からも様々な廃棄物が出ておりますが、生ゴミを資源化する事業は農林業に一番適した役割であると考えます。農業系廃棄物と都市から出る分別された安全な生ゴミを混合し自らの耕作地に有機質系肥料として施用し地力回復と肥料などのコストダウンを図り、新しい社会的責任を担う自主自立する農業産業として再構築したいと考えます。	愛媛県	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フォレストファーム、NPO法人TIES21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と「東温ブランド」構築東温農業産業再生プロジェクト	都市計画法の用途制限の緩和、既存補助金利用施設のそれ以外の施設への転用使用緩和措置、裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和、新規農業後継者受入支援措置、有害鳥獣駆除の許可条件の緩和措置
1084	10841010	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2「再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物」 食品リサイクル法第20条「廃棄物処理法の特例」	シダックスグループでは動脈産業(製品、サービス化)と静脈産業(廃棄物再利用)が一体になった形でのリサイクルを進めている。店舗で発生した食品廃棄物を凍結させて冷凍の回収専用室を設置した食材の輸送車の帰り便で回収し、リサイクルを展開したい。当該食品廃棄物は廃棄物処理清掃法等の規制により市町村が収集運搬、処分の任にあたる一般廃棄物として規制される。同法の適用のもとでは食品廃棄物の回収、再利用を当方式で進めるには煩雑な手続きとそれに要する期間、経費が必要となり、結果として事業展開が進まない状況となっている。また食品リサイクル法では再利用先が登録再生利用事業者であっても荷積地点の許可が必要で、当該ケースで10箇所の許可が必要。また積替施設の許可も必要。廃掃法施行規則第6条の2の規定する特例措置を講じ、また、食品リサイクル法第20条を緩和することによって当社だけでも年間2万トンの廃棄物のリサイクルが進み、フードサービス産業全体で現在、焼却、埋立処分されている年間800万トンの食品廃棄物の再利用が可能となり、また、回収に伴う化石燃料消費、CO2の排出が削減される。	十以上の積込地点の市町村で本スキームの公的審査を受けるとすれば実務上不可能に近い。所管省による公的審査の制度創出を御願いしたい。	埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県	日本キュービネス協議会連合会	食品廃棄物の広域リサイクル事業	シダックスグループでは動脈産業(製品、サービス化)と静脈産業(廃棄物再利用)が一体になった形でのリサイクルを進めている。店舗で発生した食品廃棄物を凍結させて冷凍の回収専用室を設置した食材の輸送車の帰り便で回収し、リサイクルを展開したい。当該食品廃棄物は廃棄物処理清掃法等の規制により市町村が収集運搬、処分の任にあたる一般廃棄物として規制される。同法の適用のもとでは食品廃棄物の回収、再利用を当方式で進めるには煩雑な手続きとそれに要する期間、経費が必要となり、結果として事業展開が進まない状況となっている。食品リサイクル法では再利用先が登録再生利用事業者であっても荷積地点の許可が必要で、当該ケースで10箇所の許可が必要。積替施設の許可も必要。廃掃法施行規則第6条の2の規定する特例措置を講じ、食品リサイクル法第20条を緩和することによって当社だけでも年間2万トンの廃棄物のリサイクルが進み、フードサービス産業全体で焼却、埋立処分されている年間800万トンの食品廃棄物の再利用、回収に伴う化石燃料消費、CO2排出の削減が可能。
1111	11111010	産業廃棄物処理業者の許可の特例	リサイクルウエスの納入業者が、リサイクルウエスの納入形態を売り切りの販売方式から回収を前提とした方式に変更する。	リサイクルウエスの納入業者が、リサイクルウエスの提供形態の変更により、顧客での使用済みのリサイクルウエスの処理が産業廃棄物排出とならず、顧客がリサイクルウエスを利用しやすくなるため。	神奈川県	ナカノ株式会社	リサイクルウエス需要開拓プロジェクト	リサイクルウエスをレンタルウエスと同様に、使用後も顧客に取り扱いやすいものとして、リサイクルウエスの商品性を高め、その減少傾向に歯止めをかけ、繊維リサイクルの出口機能としての故繊維再生事業者の健全な発展を促進する。これにより故繊維のリユース商品であるリサイクルウエスの需要を増加させ、繊維リサイクルシステムの機能強化を図り、繊維リサイクルの促進に貢献するものである。また、副次的な効果として、故繊維製品が活用度が高くなることにより、二酸化炭素の発生抑制も期待できる。

13 環境省(特区)

プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	プロジェクトの名称	提案概要
1148	11481010	茨城県全域下水汚泥利活用特区	<p>県全域を特区として、県営下水道事業において、市町村公共下水道から生じる汚泥を処理する場合にあっては、産業廃棄物処理業の許可を必要とせず、公共団体間の協定に基づき処分を行う。</p> <p>県の処理場において市町村の汚泥を処理し、処理費用の実費分を負担金として取る場合には、業の許可ではなく協定書の写しを持って届け出ることにより、汚泥処理を集約化することにより、減量化及び安定的な処理に寄与する。</p>	<p>県の下水道事業から発生する汚泥の処理は93%が自社処理であり、100%再利用されている。しかし、市町村の公共下水道からの汚泥については、県と共同で設置している焼却炉で処理している汚泥等の48%以外の52%分については、民間業者への処理委託で処分している。</p> <p>一方、県の処理場における焼却炉の能力には余裕があり、施設の有効利用及び効率運転の意味合いからも、市町村の委託処理分の汚泥を受け入れ、有効利用を図るとともに新たな処分方法の検討についても検討していく必要がある。</p>	茨城県	茨城県	茨城県全域下水汚泥利活用特区	<p>茨城県全域下水汚泥利活用特区</p> <p>県全域を特区として、県営下水道事業において、市町村公共下水道から生じる汚泥を処理する場合にあっては、産業廃棄物処理業の許可を必要とせず、公共団体間の協定に基づき処分を行う。</p> <p>県の処理場において市町村の汚泥を処理し、処理費用の実費分を負担金として取る場合には、業の許可ではなく協定書の写しを持って届け出ることにより、汚泥処理を集約化することにより、減量化及び安定的な処理に寄与する。</p>
1245	12451010	鶏糞等を活用したバイオマス発電事業を廃棄物処理法の許可対象から除外	<p>鶏糞等を産業廃棄物から除外することにより、バイオマスエネルギー源として燃料に用いる発電事業が推進される。</p> <p>このことにより、鶏糞等の確実な処理(利用)による養鶏業の安定経営と環境汚染の未然防止、さらにはバイオマスエネルギーの普及による化石燃料の使用が削減され、二酸化炭素の発生が抑制される。</p>	<p>産業廃棄物である鶏糞や木屑等を無償若しくは処理料金を受けて焼却する場合は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理施設(焼却施設)の設置許可及び産業廃棄物処分業の許可を取得する必要がある。</p> <p>この場合に、化石燃料を利用したボイラーに比べ、事業者の許可の取得及び取得後の手続き、管理等の負担が大きい。</p>	岩手県	岩手県	鶏糞等を活用したバイオマス発電構想	<p>産業廃棄物である鶏糞等を燃料として発電に利用する場合で、エネルギー効率又は熱回収率が一定以上の場合には、鶏糞等を燃料同等品とみなして産業廃棄物として取り扱わないこととする。</p> <p>このことにより、バイオマスエネルギー源として燃料に用いる発電事業が推進され、鶏糞等の確実な処理(利用)による養鶏業の安定経営と環境汚染の未然防止、さらにはバイオマスエネルギーの普及による化石燃料の使用が削減され、二酸化炭素の発生が抑制される。</p>